

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

錦江町は、夏秋季には例年のように豪雨・台風に見舞われる。年平均降水量は約 2,000 mm で、全国平均の 1,718mm (国交省水資源部調べ) を上回っており、年間を通じて梅雨期から夏にかけて雨が多い。夏から秋にかけての雨は台風・雷雨を伴う一時的な豪雨が多く水害を起こす原因となっている。

(風水害)

錦江町地域強靱化計画によると錦江町は海岸線近くまで山地が迫り、町内全域にわたって非常に起伏の激しい地形となっている。一方、神ノ川(2級河川)河口域については、錦江湾へ向けて南北に大きく開けており、台風の接近と大潮の満潮時刻が重なると高潮による水位上昇が著しい。また、神川地区をはじめとする河川沿い地域は、周辺の山地への降水が集まる場所でもあるため、居住地域内の側溝が台風による落ち葉、折れた枝や山から流されてきた土砂等によって閉塞すると、平成30年9月の台風24号でも見られたように内水氾濫を引き起こす可能性がある。田代麓周辺においては、麓川及び雄川への周辺山岳地からの降水の流入があり、山間部での洪水発生の恐れもある。地域防災計画に示された町内の土砂災害危険区域は、山腹崩壊危険箇所が55か所。崩壊土砂流出危険箇所が42か所。土石流危険予想箇所が49か所。主要交通途絶箇所は16か所。急傾斜崩壊危険地域が74か所にも及び、大量の降水があった場合、町内のいたるところで土砂災害発生の危険がある。

(地震)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で26.2%以上の確率で発生するとされている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 426人(令和2年10月現在)  
小規模事業者数 406人(令和2年10月現在)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	57	56	町内に広く分散しており、神川地区、鳥浜地区、城元地区は高潮による浸水、それ以外は土砂災害のリスクがある。
	製造業	49	47	町内に広く分散しており、神川地区、鳥浜地区、城元地区は高潮による浸水、それ以外は土砂災害のリスクがある。
	卸売業	38	38	町内に広く分散しており、神川地区、鳥浜地区、城元地区は高潮による浸水、それ以外

				外は土砂災害のリスクがある。
	小売業	1 2 0	1 0 9	商業集積地及び町内に広く分散しており、それぞれに高潮による浸水、土砂災害のリスクがある。
	サービス業	1 2 8	1 2 3	商業集積地及び町内に広く分散しており、それぞれに高潮による浸水、土砂災害のリスクがある。
	その他	3 4	3 3	町内に広く分散しており、神川地区、鳥浜地区、城元地区は高潮による浸水、それ以外は土砂災害のリスクがある。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災マップの作成及び配布

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合・(株) エール保険事務所と連携した損害保険への加入推進
- ・防災備品を(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・錦江町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

錦江町では災害が想定され、実際過去にも災害が発生しているにも関わらず、災害時の準備がなされていない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。

当会と当町においては、現在、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。さらに、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・当町が策定した「地域防災計画書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

・会報や錦江町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業者BCP等策定件数	5件	5件	5件	5件	5件
専門家派遣件数	2件	2件	2件	2件	2件
セミナー開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・当会においても事業継続計画を作成する。

3) 関係団体との連携

・鹿児島県火災共済協同組合とBCP策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

・東京海上日動火災保険（株）鹿児島支店鹿屋支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版BCP」作成セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

・関係機関（鹿児島きもつき農業協同組合、漁業協同組合等の町内各種団体）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称) 錦江町事業継続力強化支援協議会 (構成員：当会 (法定経営指導員の参画含む)、当町) を年 1 回開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は理事会へフィードバックしたうえで、事業実施方針等に反映させるとともに、HP への掲載やチラシによる周知及び事務所における掲示をすることで、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

事業者 BCP 等の取組状況の確認について

項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事業者 BCP 等の取組状況のフォローアップ目標件数	1 件	5 件	10 件	15 件	20 件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害 (震度 6 弱の地震) が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、錦江町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

被害状況の報告の基準は以下のとおり。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>

ほぼ被害はない

・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
  - ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
  - ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
  - ・当会は被害状況を鹿児島県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県商工政策課へ報告する。
  - ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は当町より鹿児島県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

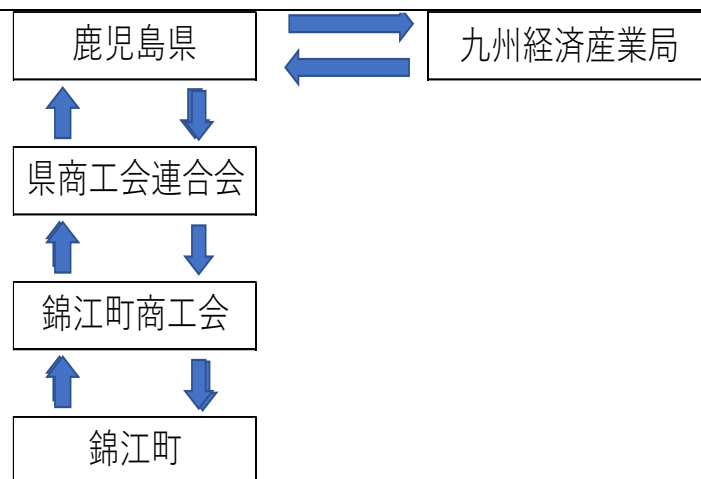
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：  
電話番号： \_\_\_\_\_ メールアドレス： \_\_\_\_\_

被害合計金額 \_\_\_\_\_ 0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要と認められる ものまで可	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかえる内容があれば。
					土地 （増積土砂排除 費・整地費） ※事業用資産に限る	建物 （事業用資産に限る）	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合や鹿児島県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

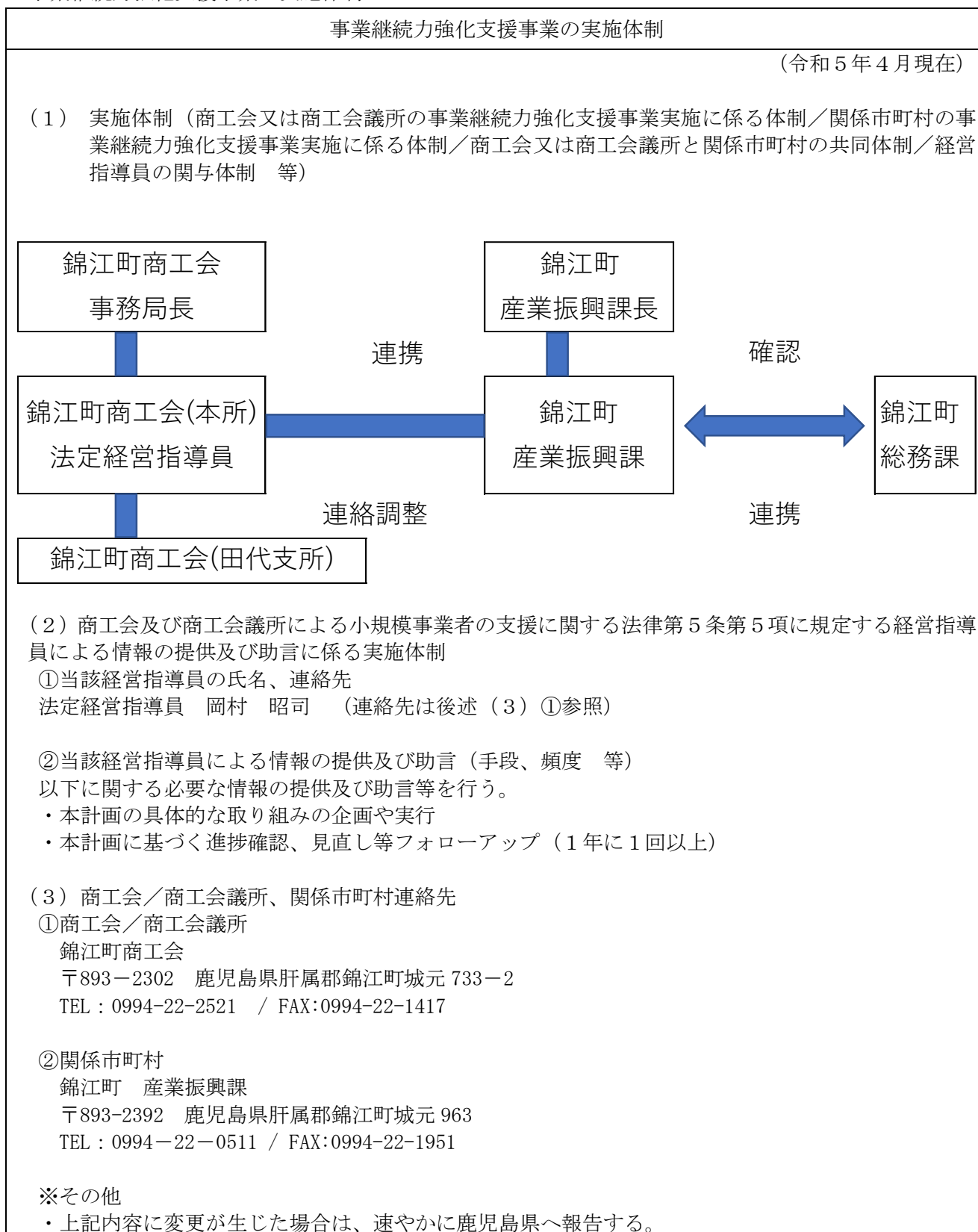
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	310	310	310	310	310
・ 専門家派遣費	120	120	120	120	120
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・錦江町補助金・鹿児島県補助金・事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階 (2) 榑山興商会 エール保険事務所 鹿屋支店 代表者：支店長 吉松 佑哉 住 所：鹿児島県肝属郡肝付町富山1534-1 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県鹿屋市新川町600番地
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供をいただくことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ、事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに、早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 榑山興商会 エール保険事務所 鹿屋支店 (1)と同様の役割に加え、(3)の情報、ノウハウについて仲介を行う。 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供していただくことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等

